

請 願 番 号	請願第1号
件 名	安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書採択についての請願
受 理 年 月 日	平成29年3月2日
紹 介 議 員	井深正美、堀田信夫、原 菜穂子、松原徳和、服部勝弘、田中成佳、高橋和江
付 託 委 員 会	総務委員会
<p>（請願要旨）</p> <p>2015年9月19日の参議院において、安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）が強行採決され、2016年3月29日から施行されている。</p> <p>この安全保障関連2法により、南スーダン共和国の国連平和維持活動（PKO）に派遣されている自衛隊に、多国籍軍を守るための「駆けつけ警護」や「宿営地の共同防護」の任務が追加され、昨年11月20日には青森から第一陣となる約130人が、激しい戦闘が続く南スーダン共和国に派遣された。</p> <p>また、政府は「昨年7月の南スーダン共和国のPKOの自衛隊派遣部隊の日報は廃棄した」と説明していたが、一転して文書の存在が明らかになり、戦闘の表記も複数あり、これまで政府が否定してきた戦闘行為が起きていたことを裏づける内容であった。</p> <p>安全保障関連2法は、戦闘地域での武器及び燃料などを補給する兵たん活動、戦争状態の地域での治安活動などを可能にし、これら全てが憲法第9条を踏みこじるものである。だからこそ、多くの憲法学者や元内閣法制局長官、法律家らが繰り返し「憲法違反」と明快に述べているのである。</p> <p>憲法第98条第1項は、最高法規である憲法に反する法律は効力を有しないと規定しており、憲法違反である安全保障関連2法は廃止する以外にない。</p> <p>戦後72年、日本国憲法のもと、「戦場で誰も殺さなかった、誰も殺されなかった」世界の中でも希有な、輝かしい歴史に汚点を残すのではなく、今こそ、戦争への道を食いとめ、自衛隊員の命を守るときである。</p> <p>以上のことから、下記事項について請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書を国に提出すること。</p>	
付 託 年 月 日	平成29年 3月16日（木）
審 査 結 果	平成29年 3月24日（金） 不採択